(昭和二十六年六月三十日) (法律第二百五十二号) 第十回通常国会 第三次吉田内閣

覚せ、い、剤取締法をここに公布する。

覚せ、い、剤取締法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定及び届出(第三条--第十二条)

禁止及び制限(第十三条--第二十条の二) 第三章

第四章 取扱(第二十一条—第二十七条)

業務に関する記録及び報告(第二十八条—第三十条) 第五章

覚せい剤原料に関する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱(第三十条の二—) 第五章の二 第三十条の十七)

第六章 監督(第三十一条—第三十四条)

雑則(第三十四条の二—第四十条の四)

第八章 罰則(第四十一条—第四十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、覚せ、い、剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚せ、い、 剤及び覚せ^{、い、}剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締 を行うことを目的とする。

(昭三〇法一七一・一部改正)

(用語の意義)

- 第二条 この法律で「覚せ、い、剤」とは、左に掲げる物をいう。 ー フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類
 - 前号に掲げる物と同種の覚せ、い、作用を有する物であつて政令で指定するもの 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物
- この法律で「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造すること(覚せい剤を精製するこ と、覚せい剤に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を 分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。)、及びその製造した覚 せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものと して、この法律の規定により指定を受けた者をいう。
- この法律で「覚せ、い、剤施用機関」とは、覚せ、い、剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。
- この法律で「覚せ、い、剤研究者」とは、学術研究のため、覚せ、い、剤を使用することが でき、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚せ、い、剤を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。
- この法律で「覚せ、い、剤原料」とは、別表に掲げる物をいう。 この法律で「覚せい剤原料輸入業者」とは、覚せい剤原料を輸入することを業とすることが でき、又は業務のため覚せい剤原料を輸入することができるものとして、この法律の規定によ り指定を受けた者をいう。
- 7 この法律で「覚せい剤原料輸出業者」とは、覚せい剤原料を輸出することを業とすることが できるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。
- この法律で「覚せい剤原料製造業者」とは、覚せい剤原料を製造すること(覚せい剤原料を 精製すること、覚せい剤原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にするこ と、及び覚せい剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。)を業とす ることができ、又は業務のため覚せい剤原料を製造すること(覚せい剤原料を精製すること、 覚せい剤原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にすること、及び覚せい 剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。) ができるものとして、こ の法律の規定により指定を受けた者をいう。
- 9 この法律で「覚せ、い、剤原料取扱者」とは、覚せ、い、剤原料を譲り渡すことを業とする ことができ、又は業務のため覚せ、い、剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。
- 10 この法律で「覚せ、い、剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚せ、い、剤原料を製造 することができ、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた 者をいう。

(昭二九法一七七・全改、昭三〇法一七一・昭四八法一一四・平三法九三・平一一法一 六〇・一部改正)

第二章 指定及び届出

(指定の要件)

- 第三条 覚せい剤製造業者の指定は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚せい剤施用機関又は覚せい 剤研究者の指定は病院若しくは診療所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、次に掲 げる資格を有するもののうち適当と認めるものについて行う。
 - 一 覚せい剤製造業者については、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項 (医薬品の製造販売業の許可)の規定による医薬品の製造販売業の許可及び同法第十三条第一項(医薬品の製造業の許可)の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者(以下「医薬品製造販売業者等」という。)
 - 二 覚せい剤施用機関については、精神科病院その他診療上覚せい剤の施用を必要とする病院 又は診療所
 - 三 覚せい剤研究者については、覚せい剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚せい剤の 使用を必要とする者
- 2 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定に関する基準は、厚生労働省令で定める。 (昭三〇法一七一・昭三五法一四五・平一一法一六〇・平一四法九六・平一八法九四・

(指定の申請手続)

一部改正)

- 第四条 覚せ、い、剤製造業者の指定を受けようとする者は、製造所ごとに、その製造所の所在 地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。
- 2 覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者の指定を受けようとする者は、病院若しくは 診療所又は研究所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 (平一一法一六〇・一部改正)

(指定証)

- 第五条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者の指定をしたとき は、厚生労働大臣は当該製造業者に対して、都道府県知事は当該施用機関の開設者又は当該研 究者に対して、それぞれ指定証を交付しなければならない。
- 2 覚せ、い、剤製造業者に対する指定証の交付は、その製造所の所在地の都道府県知事を経て 行うものとする。
- 3 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(指定の取消し及び業務等の停止)

(指定の有効期間)

- 第六条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者の指定の有効期間 は、指定の日からその翌年の十二月三十一日までとする。 (指定の失効)
- 第七条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者について、指定の 有効期間が満了したとき及び指定の取消があつたときの外、第九条(業務の廃止等の届出)に規 定する事由が生じたときは、指定はその効力を失う。
- 第八条 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者、覚せい剤施用機関の管理者(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による当該病院又は診療所の管理者をいう。以下同じ。)、 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師若しくは覚せい剤研究者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく処分若しくは指定若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は覚せい剤研究者について第三条第一項(指定の要件)第三号に掲げる資格がなくなつたときは、厚生労働大臣は覚せい剤製造業者について、都道府県知事は覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤製造業者若しくは覚せ
- る。 2 前項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三 十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与 を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

い剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができ

(昭三〇法一七一・平二法三三・平五法八九・平一一法一六〇・一部改正)

(業務の廃止等の届出)

- 第九条 覚せい剤製造業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
 - その製造所における覚せい剤製造の業務を廃止したとき。
 - 二 薬事法第十二条第二項(許可の有効期間)の規定により医薬品の製造販売業の許可の有効期間が満了し、又は同法第十三条第三項(許可の有効期間)の規定により医薬品の製造業の許可の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。
 - 三 薬事法第七十五条第一項(許可の取消し等)の規定により医薬品の製造販売業又は製造業の許可を取り消されたとき。

- 2 覚せい剤施用機関の開設者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由の生じた 日から十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を 届け出なければならない。
 - 一 覚せい剤施用機関である病院又は診療所を廃止したとき。
 - 二 覚せい剤施用機関である病院又は診療所において第三条第二項(指定の基準)の規定による 指定基準に定める診療科名の診療を廃止したとき。
 - 三 医療法第二十九条(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定により、覚せい剤施用機関である 病院又は診療所の開設の許可を取り消されたとき。
- 3 覚せい剤研究者は、当該研究所における覚せい剤の使用を必要とする研究を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
- 4 前三項の規定による届出は、覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。

(昭三五法一四五・平一一法一六〇・平一四法九六・一部改正)

(指定証の返納及び提出)

- 第十条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者の指定が効力を失ったときは、前条に規定する場合を除いて、指定が効力を失つた日から十五日以内に、覚せい、剤製造業者であつた者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関の開設者であつた者又は覚せ、い、剤研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を返納しなければならない。
- 2 覚せ、い、剤製造業者が第八条第一項(指定の取消及び業務等の停止)若しくは薬事法第七十五条第一項(許可の取消し等)の規定による業務停止の処分を受けたとき、覚せ、い、剤施用機関の開設者が医療法第二十九条(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定による閉鎖命令の処分を受けたとき、又は覚せ、い、剤研究者が第八条第一項の規定による研究停止の処分を受けたときは、その処分を受けた日から十五日以内に、覚せ、い、剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関の開設者又は覚せ、い、剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を提出しなければならない。
- 3 前項の場合においては、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定証に処分の要旨を記載し、 業務停止期間、閉鎖期間又は研究停止期間の満了後すみやかに、覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の開設者又は覚せ、い、剤研究者に指定証を返還しなければならない。 (昭三〇法一七一・昭三五法一四五・平一一法一六〇・一部改正)

(指定証の再交付)

- 第十一条 指定証をき、損し、又は亡失したときは、覚せ、い、剤製造業者はその製造所の所在 地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関の開設者又は覚せ、い、剤研 究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請す ることができる。
- 2 再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは十五日以内に、覚せ、い、剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関の開設者 又は覚せ、い、剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれ ぞれ旧指定証を返納しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(氏名又は住所等の変更届)

- 第十二条 覚せ、い、剤製造業者は、その氏名(法人にあつてはその名称)若しくは住所又は製造所の名称を変更したときは十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
- 2 覚せ、い、剤施用機関の開設者は、その覚せ、い、剤施用機関の名称を変更したときは十五 日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なけ ればならない。
- 3 覚せ、い、剤研究者は、その氏名若しくは住所を変更し、又は研究所の名称の変更があつたときは十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
- 4 前三項の場合においては、厚生労働大臣又は都道府県知事は、すみやかに指定証を訂正して 返還しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

第三章 禁止及び制限

(輸入及び輸出の禁止)

第十三条 何人も、覚せ、い、剤を輸入し、又は輸出してはならない。 (昭三〇法一七一・一部改正)

(所持の禁止)

- 第十四条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の開設者及び管理者、覚せ、い、剤施用 機関において診療に従事する医師、覚せ、い、剤研究者並びに覚せ、い、剤施用機関において 診療に従事する医師又は覚せ、い、剤研究者から施用のため交付を受けた者の外は、何人も、 覚せ、い、剤を所持してはならない。 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定は適用しない。
- - 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の管理者、覚せ、い、剤施用機関において診 療に従事する医師又は覚せ、い、剤研究者の業務上の補助者がその業務のために覚せ、い、 剤を所持する場合
 - 覚せい剤製造業者が覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者に覚せい剤を譲り渡し、又 は覚せい剤の保管換をする場合において、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関す る法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第二項に規定する信書便(第二十四条第五項及び 第三十条の七第十号において「信書便」という。)又は物の運送の業務に従事する者がその 業務を行う必要上覚せい剤を所持する場合
 - 三 覚せ、い、剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受ける者の看護 .当る者がその者のために覚せ、い、剤を所持する場合
 - 法令に基いてする行為につき覚せ、い、剤を所持する場合 (昭二九法一七七・平一四法一〇〇・一部改正) 四

(製造の禁止及び制限)

- 第十五条 覚せ、い、剤製造業者がその業務の目的のために製造する場合及び覚せ、い、剤研究 者が厚生労働大臣の許可を受けて研究のために製造する場合の外は、何人も、覚せ、い、剤を 製造してはならない。
- 覚せい剤研究者は、前項の規定により覚せい剤の製造の許可を受けようとするときは、厚生 労働省令の定めるところにより、その研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申 請書を出さなければならない。
- 厚生労働大臣は、毎年一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月か ら十二月までの期間ごとに、各覚せ、い、剤製造業者の製造数量を定めることができる。
- 覚せ、い、剤製造業者は、前項の規定により厚生労働大臣が定めた数量をこえて、覚せ、 い、剤を製造してはならない。 (昭二九法一七七・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(覚せ、い、剤施用機関の管理者)

- 第十六条 覚せ、い、剤施用機関において施用する覚せ、い、剤の譲受に関する事務及び覚せ、 い、剤施用機関において譲り受けた覚せ、い、剤の管理は、当該施用機関の管理者がしなけれ ばならない。
- 覚せ、い、剤施用機関の開設者は、当該施用機関の管理者に覚せ、い、剤の譲受に関する事 務及び譲り受けた覚せ、い、剤の管理をさせなければならない。 (譲渡及び譲受の制限及び禁止)
- 第十七条 覚せ、い、剤製造業者は、その製造した覚せ、い、剤を覚せ、い、剤施用機関及び覚 せ、い、剤研究者以外の者に譲り渡してはならない。
- 2 覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者は、覚せ、い、剤製造業者以外の者から覚せ、 い、剤を譲り受けてはならない。
- 前二項の場合及び覚せ、い、剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せ、い、剤研究 fが覚せ、い、剤を施用のため交付する場合の外は、何人も、覚せ、い、剤を譲り渡し、又は 譲り受けてはならない。
- 法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合又は覚せい剤研 究者が厚生労働大臣の許可を受けて、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合には、前 三項の規定は適用しない。
- 覚せい剤研究者は、前項の規定により覚せい剤の譲渡又は譲受の許可を受けようとするとき は、厚生労働省令の定めるところにより、その研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働 大臣に申請書を出さなければならない。

(昭二九法一七七・平二法三三・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(譲渡証及び譲受証)

- 第十八条 覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合(覚せい剤施用機関において診療に従事す る医師又は覚せい剤研究者が覚せい剤を施用のため交付する場合を除く。)には、譲渡人は厚 生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を、譲受人は厚生労働省令で定めるところに より作成した譲受証を相手方に交付しなければならない。
- 2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当 該相手方の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することが できる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。
- 3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法にお いて作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが

- できない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生 労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)は、当該交付又は提供を受けた者において、当該 覚せい剤の譲受又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。
- 譲渡証及び譲受証並びに前項に規定する電磁的記録は、第一項又は第二項の規定による場合 のほかは、他人に譲り渡してはならない。

(昭二九法一七七・平三法九三・平一一法一六〇・平一二法一二六・一部改正) (使用の禁止)

- 第十九条 左の各号に掲げる場合の外は、何人も、覚せ、い、剤を使用してはならない。
 - 覚せ、い、剤製造業者が製造のため使用する場合
 - . 覚せ、い、剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せ、い、剤研究者が施用する場合
 - 覚せ、い、剤研究者が研究のため使用する場合
 - 覚せ、い、剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せ、い、剤研究者から施用のため交付を受けた者が施用する場合
 - 法令に基いてする行為につき使用する場合

(昭二九法一七七・一部改正)

(施用の制限)

- 第二十条 覚せ、い、剤施用機関において診療に従事する医師は、その診療に従事している覚 せ、い、剤施用機関の管理者の管理する覚せ、い、剤でなければ、施用し、又は施用のため交 付してはならない。
- 前項の医師は、他人の診療以外の目的に覚せ、い、剤を施用し、又は施用のため交付しては ならない。
- 第一項の医師は、覚せ、い、剤の中毒者に対し、その中毒を緩和し又は治療するために覚 せ、い、剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。
- 第一項の医師が覚せ、い、剤を施用のため交付する場合においては、交付を受ける者の住 所、氏名、年齢、施用方法及び施用期間を記載した書面に当該医師の署名をして、これを同時 に交付しなければならない。
- 5 覚せ[、]い、剤研究者は、厚生労働大臣の許可を受けた場合のほかは、研究のため他人に対し
- て覚せ、い、剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。 覚せい剤研究者は、前項の規定により覚せい剤の施用又は交付の許可を受けようとするとき は、厚生労働省令の定めるところにより、その研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働 大臣に申請書を出さなければならない。
- 7 覚せ、い、剤研究者が覚せ、い、剤を施用のため交付する場合には、第四項の規定を準用す る。

(昭二九法一七七・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(広告の制限)

第二十条の二 覚せい剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事 を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下こ の条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象 として行う場合のほか、行つてはならない。

(平二法三三・追加)

第四章 取扱

(証紙による封入)

- 第二十一条 覚せ、い、剤製造業者は、その製造した覚せ、い、剤を厚生労働省令の定めるところにより、容器に納め、且つ、政府発行の証紙で封を施さなければならない。
- 2 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関及び覚せ、い、剤研究者は、前項の規定により 封を施した覚せ、い、剤でなければ、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 法令による職務の執行につき覚せ、い、剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(保管及び保管換)

- 第二十二条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の管理者又は覚せ、い、剤研究者は、 その所有し又は管理する覚せ、い、剤をその製造所、病院若しくは診療所又は研究所内におい て保管しなければならない。但し、覚せ、い、剤製造業者は、覚せ、い、剤を保管すべき営業 所(以下「覚せ、い、剤保管営業所」という。)を定めて、その旨を当該営業所の所在地の都道 府県知事を経て厚生労働大臣に届け出た場合には、その所有する覚せ、い、剤を覚せ、い、剤 保管営業所において保管し、及びその製造所と覚せ、い、剤保管営業所との間又は覚せ、い、剤保管営業所相互の間において保管換することができる。
- 前項但書の覚せ、い、剤保管営業所は、覚せ、い、剤製造業者の営業所であつて、且つ、薬事法に規定する薬剤師が置かれている営業所でなければならない。
- 3 第一項の保管は、かぎをかけた堅固な場所において行わなければならない。

(昭二九法一七七・全改、平一一法一六〇・一部改正)

(廃棄)

第二十二条の二 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の開設者又は覚せ、い、剤研究者は、その所有する覚せ、い、剤を廃棄しようとするときは、その製造所(覚せ、い、剤保管営業所において保管するものについてはその保管営業所)、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道の事に届け出て当該職員の立会の下に行わなければならない。

(昭二九法一七七・追加)

(事故の届出)

第二十三条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の管理者又は覚せ、い、剤研究者は、その所有し又は管理する覚せ、い、剤を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたときは、すみやかにその覚せ、い、剤の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、覚せ、い、剤製造業者にあつてはその製造所(覚せ、い、剤保管営業所において保管するものについてはその保管営業所)の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関の管理者又は覚せ、い、剤研究者にあつてはその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

(昭二九法一七七・平一一法一六〇・一部改正)

(指定の失効の場合の措置義務)

- 第二十四条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者の指定が効力を失つたときは(次条に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があったときとする。)指定が効力を失つた日(次条に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があつた日とする。以下本条において同じ。)から十五日以内に、覚せ、い、剤製造業者であつた者はその製造所(覚せ、い、剤保管営業所において保管するものについてはその保管営業所)の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関の開設者であつた者又は覚せ、い、剤研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定が効力を失つた際その者が所有していた覚せ、い、剤の品名及び数量を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、覚せ、い、剤製造業者であつた者、覚せ、い、剤施用機関の開設者であった者又は覚せ、い、剤研究者であった者は、指定が効力を失った日から三十日以内に、その所有する覚せ、い、剤を覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者であるものに譲り渡し、且つ、譲り渡した覚せ、い、剤の品名及び数量並びに譲受人の氏名(法人にあってはその名称)及び住所を覚せ、い、剤製造業者についてはその製造所(覚せ、い、剤保管営業所において保管するものについてはその保管営業所)の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者についてはその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ報告しなければならない。
- 3 前項の期限内に当該覚せ、い、剤を譲り渡すことができなかつた場合には、覚せ、い、剤製造業者であつた者、覚せ、い、剤施用機関の開設者であつた者又は覚せ、い、剤研究者であった者は、すみやかに当該職員の立会を求めその指示を受けて当該覚せ、い、剤を処分しなければならない。
- 4 第一項の規定による報告、第二項の規定による譲渡及び報告並びに前項の規定による処分は、覚せ、い、剤製造業者であつた者、覚せ、い、剤施用機関の開設者であつた者又は覚せ、い、剤研究者であつた者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。
- 5 前三項の場合においては、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者、覚せい剤研究者であつた者及びこれらの者の相続人、清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人については、指定が効力を失つた日から同項の規定による譲渡又は処分をするまでの間は、第十四条第一項(所持の禁止)の規定は、適用しない。この場合において、これらの者の業務上の補助者については同条第二項(所持禁止の例外)第一号の規定を、郵便若しくは信書便又は物の運送の業務に従事する者については同項第二号の規定を準用する。
- 6 第二項及び第四項の場合には、第十七条(譲渡及び譲受の制限及び禁止)及び第二十一条第二項(証紙による封を施さない覚せ、い、剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定は適用しない。 (昭二九法一七七・平一一法一六〇・平一四法一〇〇・一部改正)

(再指定の場合の特例)

第二十五条 覚せ、い、剤製造業者であつた者、覚せ、い、剤施用機関の開設者であつた者又は 覚せ、い、剤研究者であつた者が第六条(指定の有効期間)に規定する指定の有効期間の満了前に、又は指定の有効期間の満了後三十日以内に、更に覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関又は覚せ、い、剤研究者であることの指定の申請をした場合には、その申請に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の許否の処分があるまでは、それらの者及び当該覚せ、い、剤施用機関の管理者であつた者については第十四条第一項(所持の禁止)及び前条の規定は適用しない。

(平一一法一六〇・一部改正)

第二十六条 削除

(昭四八法一一四)

(国庫に帰属した覚せ、い、剤の処分)

第二十七条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した覚せ、い、剤について、この法 律の目的を達成するため必要な処分をすることができる。

(昭四五法ーー・平ー一法一六〇・一部改正)

第五章 業務に関する記録及び報告

(帳簿)

い。

- 第二十八条 覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤施用機関の管理者及び覚せ、い、剤研究者は、 それぞれその製造所若しくは覚せ、い、剤保管営業所、病院若しくは診療所又は研究所ごとに 帳簿を備え、左に掲げる事項を記入しなければならない。
 - 製造し、譲り渡し、譲り受け、保管換し、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使 - 思した覚せ、い、剤の具名及び数量並びにその年日日
 - 用した覚せ、い、剤の品名及び数量並びにその年月日 二 譲渡又は譲受の相手方の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所並びに製造所若しくは覚せ、い、剤保管営業所、覚せ、い、剤施用機関又は研究所の名称及び所在場所
- 三 第二十三条(事故の届出)の規定により届出をした覚せ、い、剤の品名及び数量 2 前項に規定する者は、同項の帳簿を最終の記入をした日から二年間保存しなければならな

(昭二九法一七七・一部改正)

(覚せ、い、剤製造業者の報告)

- 第二十九条 覚せ、い、剤製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、左に掲げる事項をその期間の満了後十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - ー 期初に所有した覚せ、い、剤の品名、数量及び保管場所
 - 二 その期間中に製造した覚せ、い、剤の品名及び数量
 - 三 その期間中に譲り渡した覚せ、い、剤の品名及び数量
 - 四 期末に所有した覚せ、い、剤の品名、数量及び保管場所 (昭二九法一三六・全改、昭二九法一七七・平一一法一六〇・一部改正)

(覚せ、い、剤施用機関の管理者及び覚せ、い、剤研究者の報告)

第三十条 覚せ、い、剤施用機関の管理者又は覚せ、い、剤研究者は、毎年十二月十五日までに、その指定を受けた日(指定を受けた年の翌年及び第二十五条(再指定の場合の特例)の申請に対して指定のあつた年にあつては前年の十二月一日)からその年の十一月三十日までに譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用し、若しくは製造した覚せ、い、剤の品名及び数量並びにその年の十一月三十日において管理し又は所有した覚せ、い、剤の品名及び数量をその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

(昭二九法一七七・昭三〇法一七一・一部改正)

第五章の二 覚せ、い、剤原料に関する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱 (昭三〇法一七一・追加)

(指定の要件)

- 第三十条の二 覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定は業務所又は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定は業務所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる者のうち適当と認める者について行う。
 - 一 覚せい剤原料輸入業者については、医薬品製造販売業者等その他覚せい剤原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の輸入を必要とする者
 - 二 覚せい剤原料輸出業者については、薬事法第四条第一項(薬局開設の許可)の規定により薬局開設の許可を受けている者(以下「薬局開設者」という。)、医薬品製造販売業者等、同法第二十六条第一項(店舗販売業の許可)又は第三十四条第一項(卸売販売業の許可)の規定により店舗販売業又は卸売販売業の許可を受けている者(以下この条において「医薬品販売業者」という。)その他覚せい剤原料を輸出することを業としようとする者
 - 三 覚せい剤原料製造業者については、医薬品製造販売業者等その他覚せい剤原料を製造する ことを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の製造を必要とする者
 - 四 覚せい剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造販売業者等、医薬品販売業者その他覚せい剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の使用 を必要とする者
 - 五 覚せい剤原料研究者については、覚せい剤原料に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚せい剤原料の製造又は使用を必要とする者

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・平一一法一六〇・平一四法九六・平一八法 六九・一部改正)

(指定の取消し及び業務等の停止)

第三十条の三 覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい

- 利原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく処分又は指定若しくは許可に付した条件に違反したときは、厚生労働大臣は覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者について、都道府県知事は覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。
- 2 第八条第二項(聴聞等の方法の特例)の規定は、前項の規定による処分に関し準用する。 (昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・平二法三三・平五法八九・平一一法一六 〇・一部改正)

(業務の廃止等の届出)

- 第三十条の四 覚せい剤原料輸入業者がその業務所における覚せい剤原料の輸入の業務を廃止したとき、覚せい剤原料輸出業者がその業務所における覚せい剤原料の輸出の業務を廃止したとき、覚せい剤原料製造業者がその製造所における覚せ、い、剤原料の製造の業務を廃止したとき、覚せ、い、剤原料取扱者がその業務所における覚せ、い、剤原料の譲渡若しくは使用に係る業務を廃止したとき、又は覚せ、い、剤原料研究者がその研究所における覚せ、い、剤原料の製造若しくは使用を必要とする研究を廃止したときは、それぞれ、当該廃止の日から十五日以内に、覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者にあつては当該業務所又は製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せ、い、剤原料取扱者又は覚せ、い、剤原料研究者にあつては当該業務所又は研究所の所在地の都道府県知事に、指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せ、い、剤原料取扱者又は覚せ、い、剤原料研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・平一一法一六〇・一部改正) (指定及び届出に関する準用規定)

第三十条の五 第四条から第七条まで(指定の申請手続、指定証、指定の有効期間、指定の失効) 及び第十条から第十二条まで(指定証の返納及び提出、指定証の再交付、氏名又は住所等の変 更届)の規定は、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚 せ、い、剤原料取扱者及び覚せ、い、剤原料研究者に関し準用する。この場合において、これ らの規定中「覚せ、い、剤製造業者」とあるのは「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出 業者又は覚せい剤原料製造業者」と、「覚せ、い、剤施用機関」とあり(第十二条第二項の場合 を除く。)、「覚せ、い、剤施用機関の開設者」とあるのは「覚せ、い、剤原料取扱者」と、 「覚せ、い、剤研究者」とあるのは「覚せ、い、剤原料研究者」と、第四条第一項、第五条第 二項、第十条第一項及び第二項、第十一条並びに第十二条第一項中「製造所」とあるのは「業 務所又は製造所」と、第四条第二項、第十条第一項及び第二項並びに第十一条中「病院若しく は診療所」とあり、第十二条第二項中「病院又は診療所」とあるのは「業務所」と、第五条第 一項中「当該製造業者」とあるのは「当該輸入業者、輸出業者又は製造業者」と、「当該施用 機関の開設者」とあるのは「当該取扱者」と、第六条中「その翌年」とあるのは「、その指定の日から四年を経過した日の属する年」と、第七条中「第九条」とあり、第十条第一項中「前 条」とあるのは「第三十条の四」と、第十条第二項中「第八条第一項(指定の取消及び業務等 の停止) 若しくは薬事法第七十五条第一項(許可の取消し等)の規定」とあり、「第八条第一項 の規定」とあるのは「第三十条の三第一項の規定」と、「医療法第二十九条(開設許可の取消 及び閉鎖命令)の規定による閉鎖命令の処分」とあるのは「第三十条の三第一項の規定による 業務停止の処分」と、第十条第三項中「業務停止期間、閉鎖期間」とあるのは「業務停止期 間」と、第十二条第二項中「覚せ、い、剤施用機関の名称」とあるのは「氏名(法人にあつては その名称)若しくは住所又は業務所の名称」と読み替えるものとする。

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・一部改正)

(輸入及び輸出の制限及び禁止)

- 第三十条の六 覚せい剤原料輸入業者が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸入する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸入してはならない。
- 2 覚せい剤原料輸出業者が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸出する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸出してはならない。
- 3 覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者は、前二項の規定により覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、その業務所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

(昭四八法一一四・全改、平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(輸出の際の表示)

第三十条の六の二 覚せい剤原料輸出業者は、覚せい剤原料を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはならない。

(平三法九三・追加)

(所持の禁止)

- 第三十条の七 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せ[、]い、剤原料を所持してはならな い。
 - 一 覚せい剤原料輸入業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合
 - 二 覚せい剤原料輸出業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合

 - 四 覚せ、い、剤原料取扱者がその業務のため覚せ、い、剤原料を所持する場合
 - 五 覚せ、い、剤原料研究者又は覚せ、い、剤研究者が研究のため覚せ、い、剤原料を所持する 場合
 - 六 病院若しくは診療所の開設者、医療法第五条第一項(往診医師等に関する特例)に規定する 医師若しくは歯科医師(以下「往診医師等」という。)又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成 四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に 飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)の開設者(往診のみによつて飼 育動物の診療業務を自ら行う獣医師を含む。以下同じ。)がその業務のため医薬品である覚 せい剤原料を所持する場合

 - 八 薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師、病院若しくは診療所の管理者、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医療法第五条第二項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下「獣医師管理者」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)の診療に従事する獣医師(飼育動物診療施設の開設者である獣医師及び飼育動物診療施設の開設者に使用されている獣医師に限る。以下同じ。)がその業務のため医薬品である覚せい剤原料を所持する場合
 - 九 前各号に規定する者の業務上の補助者がその業務のため覚せ、い、剤原料を所持する場合 十 郵便若しくは信書便又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚せい剤原 料を所持する場合
 - 十一 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が当該覚せい剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当たる者がその者のため当該覚せい剤原料を所持する場合
 - 十二 医師、歯科医師又は獣医師の処方せんの交付を受けた者が当該処方せんにより薬剤師が 調剤した医薬品である覚せ、い、剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当 る者が、その者のため、当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せ、い、剤原 料を所持する場合
 - 十三 法令に基いてする行為につき覚せ、い、剤原料を所持する場合 (昭三〇法一七一・追加、昭三五法一四五・昭四八法一一四・平四法四六・平一四法一 ○○・一部改正)

(製造の禁止)

- 第三十条の八 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せ、い、剤原料を製造してはならない。
 - 一 覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者がその業務のため覚せ、い、剤原料を製造する場合

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・一部改正)

(譲渡及び譲受の制限及び禁止)

- 第三十条の九 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せ、い、剤原料を譲り渡し、又は譲 り受けてはならない。
 - 一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者が、その業務又は研究のた め、その相互の間において、賞せ、い、剖原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合
 - め、その相互の間において、覚せ、い、剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合 二 第三十条の七第六号又は第七号に規定する者が、その業務のため、同条第一号又は第三号 から第五号までに規定する者から医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける場合
 - 三 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため医薬品である覚せい剤原料を交付する場合及び薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡す場合
 - 四 覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者が、第三十条の六(輸入及び輸出の制限 及び禁止)第一項又は第二項の規定による厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため、

覚せ、い、剤原料を輸入し、又は輸出する場合

法令による職務の執行につき覚せ、い、剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合 (昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・平四法四六・平一一法一六〇・一部改正) (譲渡証及び譲受証)

- 第三十条の十 覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合(前条第三号及び第四号の場合を 除く。)には、譲渡人は厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を、譲受人は厚生 労働省令で定めるところにより作成した譲受証を相手方に交付しなければならない。
- 2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当 該相手方の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することが できる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。
- 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法にお いて作られる電磁的記録は、当該交付又は提供を受けた者において、当該覚せい剤原料の譲受 又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

(昭四八法一一四・追加、平一一法一六〇・平一二法一二六・一部改正)

(使用の禁止)

- 第三十条の十一 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せ、い、剤原料を使用してはなら ない。
 - 第三十条の七(所持の禁止)第三号から第五号までに規定する者がその業務又は研究のため 使用する場合
 - 往診医師等及び第三十条の七第八号に規定する者が、その業務のため、医薬品である覚
 - せ、い、剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育 動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が 当該覚せい剤原料を施用する場合及び医師、歯科医師又は獣医師の処方せんの交付を受けた 者が当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を薬局開設者又は病院 若しくは診療所の開設者から譲り受けて施用する場合
 - 法令に基いてする行為につき使用する場合

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・旧第三十条の十繰下・一部改正、平四法四 六・一部改正)

(保管)

- 第三十条の十二 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第七号までに規定する者(病院又は診療 所にあつてはその管理者とし、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者とする。以下第 三十条の十四において同じ。)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲 げる場所において保管しなければならない。
 - 覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造 業者にあつては、その業務所若しくは製造所又は厚生労働省令の定めるところによりあらか じめ都道府県知事を経て厚生労働大臣に届け出た場所
 - 覚せ、い、剤原料取扱者にあつては、その業務所又は厚生労働省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出た場所
 - 覚せ、い、剤原料研究者又は覚せ、い、剤研究者にあつては、その研究所薬局開設者にあつては、その薬局
 - 四
 - 病院又は診療所の管理者にあつてはその病院又は診療所、往診医師等にあつてはその住所 飼育動物診療施設の獣医師管理者にあつてはその施設、往診のみによつて飼育動物の診療 業務を自ら行う獣医師にあつてはその住所
- 前項の保管は、かぎをかけた場所において行なわなければならない。

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・旧第三十条の十一繰下・一部改正、平四法 四六・平一一法一六〇・一部改正)

(廃棄)

第三十条の十三 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第七号までに規定する者は、その所有す る覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県 知事に届け出て当該職員の立会の下に行なわなければならない。

(昭四八法一一四・追加)

(事故の届出)

第三十条の十四 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第七号までに規定する者は、その所有 し、又は所持する覚せ、い、剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたとき は、すみやかにその覚せ、い、剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必 要な事項を、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚せ、い、剤原料の保管 場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚せ、い、剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(昭三〇法一七一・追加、昭四八法一一四・旧第三十条の十二繰下・一部改正、平一一

法一六〇・一部改正)

(指定の失効等の場合の措置義務)

- 第三十条の十五 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第七号までに規定する者(国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者とし、管理者がない場合には開設者の指定する職員とし、国又は地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者とする。)は、次に掲げる場合においては、その事由の生じた日から十五日以内に、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に当該事由が生じた際その者が所有し、又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量を報告しなければならない。
 - 一 覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せ、い、剤製造業者、覚せ、い、剤原料取扱者、覚せ、い、剤原料研究者又は覚せ、い、剤研究者の指定が効力を失つたとき(第二十五条(再指定の場合の特例)(次条第一項において準用する場合を含む。)に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があつたとき。)。
 - 二 薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けな かつたとき、又は薬事法第七十五条第一項(許可の取消し等)の規定によりその許可を取り消 されたとき。
 - 三 病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第二十 九条第一項(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許 可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止したとき。
 - 四 飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。
- 2 前項の場合において、当該報告をしなければならない者は、同項各号に掲げる事由が生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第七号までに規定する者に譲り渡し、かつ、譲り渡した覚せい剤原料の品名及び数量並びに譲受人の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所を、前項に規定する区分に従い都道府県知事を経て厚生労働大臣に又は都道府県知事に、報告しなければならない。
- 3 前項に規定する者が同項の期間内に当該覚せい剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、その者は、すみやかに当該職員の立会を求めその指示を受けて当該覚せい剤原料につき廃棄その他の処分をしなければならない。
- 4 第二十四条第四項(指定の失効の場合の措置義務)の規定は、第一項第三号又は第四号の場合において病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の開設者が国又は地方公共団体である場合を除いて、前三項の規定による報告及び譲渡、廃棄その他の処分につき、前三項の規定により報告及び譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者に関し準用する。
- 5 前三項の場合においては、第二項又は第三項の規定により覚せ、い、剤原料の譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者及びこれらの者の相続人、清算人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人並びにこれらの者の業務上の補助者については、第一項各号に掲げる事由の生じた日から前三項の規定による譲渡、廃棄その他の処分をするまでの間は、第三十条の七の規定は、適用しない。
- 6 第二項及び第四項の場合には、第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定は、適用 しない。

(昭三〇法一七一・追加、昭三五法一四五・一部改正、昭四八法一一四・旧第三十条の 十三繰下・一部改正、平四法四六・平一一法一六〇・一部改正)

(準用規定)

- 第三十条の十六 第二十五条(再指定の場合の特例)の規定は、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せ、い、剤原料取扱者及び覚せ、い、剤原料研究者に関し準用する。この場合において「覚せ、い、剤製造業者であつた者」とあるのは「覚せい剤原料輸入業者であつた者、覚せい剤原料輸出業者であつた者、覚せい剤原料製造業者であった者」と、「覚せ、い、剤施用機関の開設者」とあるのは「覚せ、い、剤原料取扱者」と、「覚せ、い、剤研究者」とあるのは「第三十条の五(指定及び届出に関する準用規定)において準用する第六条」と、「覚せ、い、剤製造業者、」とあるのは「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、」と、「覚せ、い、剤施用機関又は」とあるのは「覚せ、い、剤原料取扱者又は」と、「それらの者及び当該覚せ、い、剤施用機関の管理者であった者については第十四条第一項」とあるのは「それらの者及びその業務上の補助者については第三十条の七」と読み替えるものとする。
- 2 第二十七条(国庫に帰属した覚せ、い、剤の処分)の規定は、覚せ、い、剤原料に関し準用する。

(昭三〇法一七一・追加、昭三三法五・一部改正、昭四八法一一四・旧第三十条の十四 繰下・一部改正)

(帳簿)

第三十条の十七 第三十条の七(所持の禁止)第一号又は第二号に規定する者は、それぞれその業

務所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。